組合加入をご希望の方へ

組合加入に必要な書類について

熊本県花き園芸農業協同組合

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
組合加入をご希望いただき誠にありがとうございます。ご加入の際は下記の書類にご記入・ご準備の上、ご提出下さいますようお願い申し上げます。

記

組合員加入手続書類

◎　加入申込書　1通

◎　組合員送金依頼申込書　1通

◎　加入申込に際しての表明・確約　1通

上記3通と住民票の提出をお願いします。

ご不明な点は担当部署までお問い合わせください。。

（担当部署）総務部総務課　TEL：096-357-8700

係	主任	係長	課長補佐	課　長	次　長	部　長	参　事	組 合 長

加　入　申　込　書

令和　　年　　月　　日

熊本県花き園芸農業協同組合
代表理事組合長　靏池　正生殿

証 券 番 号	
組合員コード	

今般、貴農業協同組合の組合員として加入致したく下記の通り申し込みます。

記

〒　　－

申込人　住　所

ﾌﾘｶﾞﾅ

氏　名　　印

生年月日（Ｔ・Ｓ・Ｈ）　　年　　月　　日

ＴＥＬ（　　）　　－

携帯TEL（　　）　　－

経営内容	全耕作面積	田	
		畑	
	上記内花き作付面積		
	花きの作付品目		
	年間出荷予定額		

出資申込口数並びに金額　口数　　口（１口５００円）

金額　　円（入金日　　）

加入地区	

役　　員　　印

地区委員　　印

※必要書類　個人の場合は住民票１通、法人の場合は登記簿謄本１通を添付して下さい。

手続確認事項	組合員		出資	住民票	電算室マスター	
	台帳	名簿	証券	登記簿	出荷者	購買
確認者氏名（印）						

様式(KUMI-1)

組合員送金依頼申込書（新規・臨時）

送金先

金融機関名 又は銀行名			本店 支店　支所
口座種別	当座　・　普通	口座番号	
口座名義	ﾌﾘｶﾞﾅ		
口座名義人の 住所及びTEL	TEL（　　）　　－		
送金区分	毎月２回　　毎月１回		総合　　個別
臨時送金日	令和　　年　　月　　日		
臨時送金額	円　（令和　　年　　月　　日迄の出荷代金全額）		
その他 通信欄	送金額には振込手数料（ 込 ・ 別 ）	受付担当者 （確認欄）	
		ﾃﾞｰﾀ入力者 （確認欄）	

※上記太線内の金融機関名、口座番号及び名義は正確に記入して下さい。
※定時の振込は、１５日と月末締めの月２回の振込を原則と致しますが、月末締めの月１回の振込みも受付けますので、送金区分欄内にて選択して下さい。尚、送金日は締日の次週水曜日となります。送金手数料は自己負担とし、通常振込金額から差し引き送金します。
※届出を済まされている口座への臨時送金については、上記太線内を記入する必要はありません。表題中の臨時を〇で囲み、希望される年月日及び金額を所定欄に記入し、提出して下さい。尚、臨時送金は依頼日前日の午前中までにお届け下さい。
※定時送金時の額が３千円未満の場合は送金を行わず、次回送金日へ繰り越す事を原則とします。但し、臨時送金の場合は、ご希望の金額全てを送金します。

熊本県花き園芸農業協同組合 御中

上記の通り、送金下さるようお願いします。

送金依頼者

年　　月　　日

出荷コード	
住　　所	〒（　　－　　）
氏　　名	印
電話番号	TEL（　　）　　－

様式(KUMI-12)

暴力団等排除に関する覚書

熊本県花き園芸農業協同組合（以下「甲」という）と、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という）とは、甲乙が現在まで締結している契約および将来締結する一切の契約（以下「本契約」という）について、次のとおり覚書を締結する。

（表明保証）

第1条　甲および乙は、現在および将来において、次の事項について表明し保証する。

（1）暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団等」という）ではないこと

（2）暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有しないこと

（3）暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと

（4）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有しないこと

（5）暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有しないこと

（6）役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しないこと

（本契約の解除）

第２条　甲または乙が前条各号に違反する場合、あるいは甲または乙（それらの役職員を含む）が次の各号に該当した場合には、当該甲または乙の一切の債務は当然に期限の利益を失い、相手方の請求に応ずるものとし、かつ相手方は本契約または本契約に付随する契約、覚書その他合意の全部もしくは一部を解除することができる。

（1）自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的作為または脅迫的言辞を用いた場合

（2）相手方に対して、自らが暴力団等である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えた場合

（免責）

第３条　前条の規定に基づき解除された甲または乙に損害が生じたとしても、相手方は損害賠償金、補償金その他名目を問わず、当該甲及び乙に対して、なんらの金員も支払う義務を負わないものとする。

（覚書の適用月日）

第４条　この覚書は令和　　年　　月　　日から適用する。

この覚書の締結の証として、本書２通を作成し、甲・乙それぞれ１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　熊本市南区南高江五丁目６番71号
熊本県花き園芸農業協同組合
地方卸売市場　熊本花市場
代表理事組合長　　靏池　正生　　印

乙

印